

おお くま



お知らせ版

2019年9月15日

発行：大熊町役場 総務課 秘書広聴係

◀お問い合わせ先▶

大熊町役場

大熊町大川原字南平 1717

☎ 0120-26-3844 (フリーダイヤル)

会津若松出張所

会津若松市追手町 2-41

☎ 0120-26-3844 (フリーダイヤル)

いわき出張所

いわき市好間工業団地 1-43

☎ 0120-26-5671 (フリーダイヤル)

中通り連絡事務所

郡山市希望ヶ丘 11-10

☎ 0120-24-1013 (フリーダイヤル)

大熊町長選挙・大熊町議会議員選挙

10月31日告示、11月10日投票です

大熊町選挙管理委員会は、大熊町長選挙・大熊町議会議員一般選挙の選挙期日等を次のとおり決定しました。投票時間や投票場所については、今後決まり次第お知らせします。

☎ 大熊町選挙管理委員会 (大熊町役場総務課内)

☎ 0120-26-3844



■選挙期日 (投票日)

11月10日 (日)

■告示日

10月31日 (木)

※なお、福島県議会議員一般選挙は10月31日告示、11月10日投票に決定しています

■期日前投票期間 (不在者投票期間も同じ)

11月1日 (金) ~ 11月9日 (土)

■投票できる方

- ・生年月日
2001 (平成13) 年11月11日までに生まれた方 (11月11日誕生日の方まで)
- ・転入
今年7月30日 (届出日) までに転入した方

■立候補予定者説明会を開催します

	町長選挙	町議会議員選挙
立候補予定者説明会	10月8日 (火) 午前10時~	10月8日 (火) 午後1時30分~
立候補届出書類事前審査	10月25日 (金) 午前10時~	10月25日 (金) 午後1時30分~
立候補届出受付	10月31日 (木) 午前8時30分~午後5時	

会場はいずれも大熊町役場本庁舎2階大会議室

年金生活者支援給付金制度がはじまります

～ 10月1日から～

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得税が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

☎給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092

■対象と給付額

高齢基礎年金を受給している方	障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります ・65歳以上である ・世帯全員が、市町村民税が非課税となっている ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である	以下の要件を満たしている必要があります ・前年の所得額が約462万円以下である

■請求手続き

- ① 2019（平成31）年4月1日以前から年金を受給している方
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ② 2019（平成31）年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きとあわせて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

- ・日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません

ふるさとまつり

無料送迎バスをご利用ください

10月19日に大熊町役場特設広場で開催される大熊町ふるさとまつりの会場といわき市、郡山市、会津若松市内を結ぶ無料送迎バスを運行します。

ご利用になりたい方は、今回広報に同封した申し込み用紙に必要事項をご記入の上、FAX、メールまたは電話でお申し込みください。なお、バスは定員になり次第締め切ります。

■申込期限

10月4日（金）必着

※詳細は後日書面でお伝えします

☎大熊町観光協会事務局

☎ 0246-85-5103 FAX 0246-85-5104

✉ okuma119@coral.ocn.ne.jp



チラシとバス申込用紙を同封しました

中間貯蔵施設に係る 弁護士無料相談会

町では中間貯蔵施設の建設に伴い町民の皆さまが抱える不安や諸問題に対応するため、弁護士による相談会を開きます。権利関係等の疑問について、無料で相談できます。

問大熊町役場企画調整課

【会津若松市】

時 10月17日(木)

午後2時～5時

場 大熊町役場会津若松出張所

【郡山市】

時 10月23日(水)

午後2時～5時

場 大熊町役場中通り連絡事務所

【いわき市】

時 10月24日(木)

午後2時～5時

場 大熊町役場いわき出張所

■相談できること

中間貯蔵施設建設に伴う契約、地上権、相続等について
※法律相談であり、補償価格に関する相談はできません

■対象

町内の中間貯蔵施設建設予定地内に不動産を所有している方

大熊町山田会

内 芋煮会&

タブレット絆交流会

時 10月6日(日) 午前10時～

※お手伝いいただける方は9時集合

場 渡辺宅前広場

(いわき市山田町)

費 500円

持 タブレット

定 先着50人

☎ 090-7326-7444
(石田和枝)

おおくま中通り会

内 バーベキュー交流会!

時 10月4日(金) 午前11時～

場 四季の里 緑水苑(郡山市 喜久田町堀之内赤津14)

費 1000円

内 町民の皆さん

期 9月20日(金) まで

☎ 090(8423)6515

FAX 024(954)8878

(斎藤重征)

☎ 090(3646)3815

(平沢佐田幸)

※交通手段に不安のある方は齋藤までご相談ください

おおくまいわき友の会

内 芋煮交流会といわき東警察署によるなりすまし詐欺講習

時 10月17日(木) 午前10時～

※調理にご協力いただける方は9時集合

場 鹿島公民館(いわき市鹿島町走熊鬼越83の1)

費 無料
☎ 090(3643)2967

(池田)

☎ 090(3645)2765

(伊東)

ふるさとおおくま会

内 ちよっとの操作で視野が広がるタブレットを楽しみませんか(初めての方歓迎!)

時 10月22日(火)

午前10時～正午

場 草野公民館

(いわき市平泉崎向原28)

持 タブレット
☎ 090(2270)8138

(石橋英雄)

☎ 090(9531)4591

(愛場誠)

☎ 090(3531)9776

(富田睦子)

茨城おおくま友の会

内 大川原でバーベキュー&天神岬宿泊

時 9月28日(土) 午前10時～

場 大熊町役場本庁舎集合

費 バーベキューのみ500円

宿泊5000円

☎ 090(3754)7849

(玉沢優子)

☎ 090(4319)3348

(寺阪玲子)

健康教室「作って、食べてしゃべろう会」

朝夕はずいぶん涼しくなりましたが、お元氣でお過ごしでしょうか。今回は「血管壁を強くする食事」の実習です。皆さまのご参加をお待ちしています。

時 10月4日(金)

午前9時30分～正午

場 大熊町役場会津若松出張所

調理実習室

内 町民の皆さん

定 先着15人

費 300円

持 エプロン、三角巾

期 9月30日(月)まで電話で

問 大熊町役場会津若松出張所

保健福祉係

★大型車両の通行休止

お彼岸期間中、中間貯蔵施設への輸送に係る大型車の通行を休止します。

問 大熊町役場 復興事業課

■休止期間

9月20日(金)～24日(火)

★環境省浜通り南支所 移転しました

環境省福島地方環境事務所
浜通り南支所は移転しました。電話番号はこれまでと同じです。

(旧住所) 広野町下北迫字
二ツ沼44の15 広野サッカー
支援センター1階
(新住所) 広野町下北迫字
折返57の2

☎ 0240(25)8993

FAX 0240(25)8988

★ **プレミアム付商品券
間もなく引換券発送**

大熊町プレミアム付商品券の購入引換券は、9月下旬に発送する予定です。添付資料に避難先で利用する際の手続き等について説明しましたので、ご確認の上、ご購入ください。

購入を希望する方は、8月に送付した申請書を返送してください。

■申請受付期間
12月27日(金)まで

問 大熊町プレミアム付商品券
コールセンター
☎0800(800)5221
(通話無料)

おおくま大交流会 in お台場

船の上でバーベキュー&ビュッフェ

10月26日 **土** 正午～午後2時
(午前11時45分集合)

場 お台場パレットタウン棧橋前に集合

内 お台場近郊の絶景コースを周遊(乗船2時間)

費 大人10,000円、小学生5,000円(小学生未満は無料)

期 10月10日(木)まで 定 先着100人

申 広報9月1日号に同封したチラシ裏面のファクス送信表で

※電話での申し込みも受け付けます

問 おおくままちづくり公社

☎0246-85-5237 FAX0246-85-5247

主催：大熊町 協力：NPO 法人かながわ避難者と共にあゆむ会



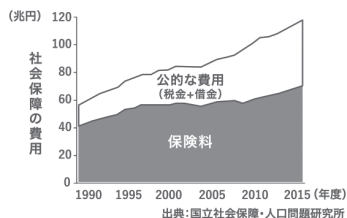
2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%※へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか？

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の上げが必要です。



引上げ分は何に使われるのですか？

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか？

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



プレミアム付商品券



自動車や住宅の購入等支援



キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



秋の全国交通安全運動 9月21日(土)～30日(月) 30日は「交通事故死ゼロを目指す日」

一人一人が交通安全について考え、交通ルール・マナーの実践に、自主的に取り組みましょう。

・運動スローガン 身につける 夜道のお守り 反射材
・年間スローガン みんながね ルール守れば ほら笑顔